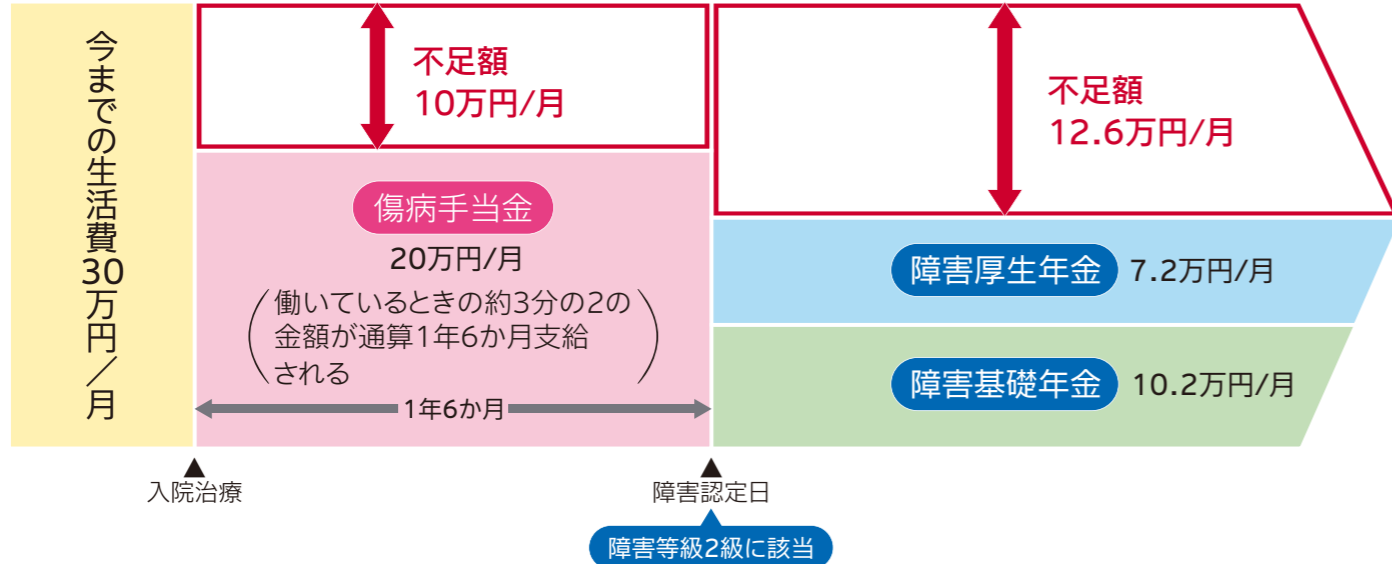


長期の入院で働けなくなった場合の1か月の収支の例

家族構成 夫35歳(標準報酬月額30万円)障害等級2級に該当
妻34歳(専業主婦)
子2人(3歳・0歳)



例 夫が会社員・公務員等の場合



- 障害厚生年金については、今までの生活費を「平均標準報酬月額」とみなして算出しています。なお、2003年4月から総報酬制が導入されていますが、賞与が一定割合(年間3.6か月分)支給される前提で簡易的に障害厚生年金額を算出しています。また、障害厚生年金においては厚生年金の加入期間が最低300月分保障されるため、上記年金額についても加入期間を300月として計算しています。
- 表示の傷病手当金や年金額は目安額であり、将来の支払いを保証するものではありません。
- 上記の計算には所得税や社会保険料等は考慮していませんので、不足額等については実際の金額とは異なります。
- 当チラシは2022年11月時点の内容です。記載の内容は、将来変更される場合があります。

医療用総合生活障害保障特約なら生活費や治療費などの不足額の一部をサポート!

例 特約年金支払保証期間：2年
この特約の保険期間：60歳
この特約の保険料払込期間：60歳
特約年金月額：5万円



現在ご加入中の医療保険に加え、生活費や治療費などの保障があると安心です!

- お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。
- 法人で加入をご検討される場合、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

このご案内は、商品の概要を説明したものです。詳細につきましては「商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

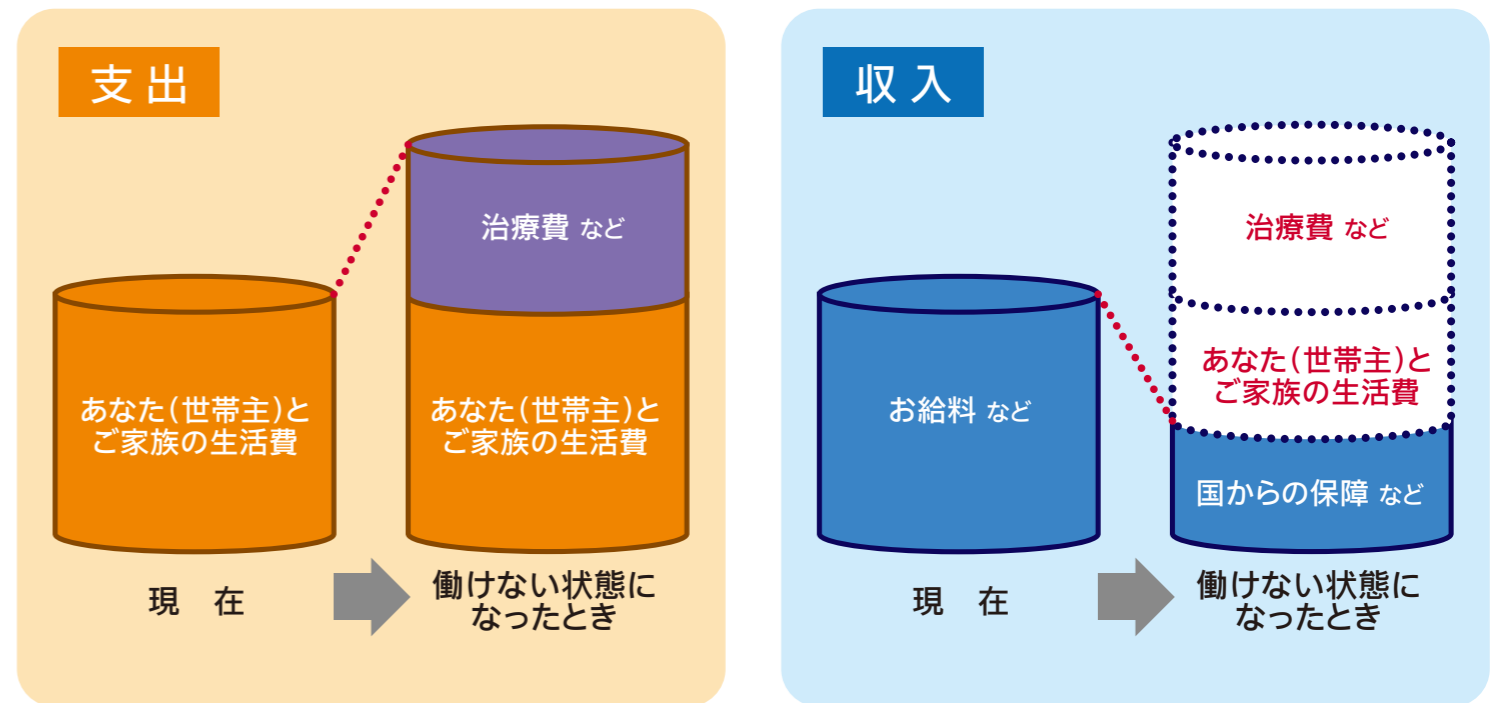
株式会社トラストライフ
宮城県仙台市青葉区中央1丁目3番1号 AER23F
0120-911-600

HL-P-B1-24-00391(使用期限:2026.10.31)(24.10)ACG

～医療保険にご加入中の皆さま～

病気やケガで入院をしたときや働けない状態になったときなどの収入に対する備えはしていますか?

国からの保障などがありますが、収入は減少します。さらに今までの生活費に加えて治療費などが必要となる場合があります。



就労不能プラン
健康をサポートする医療保険
健康のお守り

医療保険(MI-01)B型

なら…

働けなくなったときの生活費や治療費などをサポートします!



保障内容

保険期間・保険料払込期間：終身(医療用総合生活障害保障特約の保険期間・保険料払込期間：60歳、特約年金支払保証期間：2年)
入院給付金日額：3,000円

- 主契約(疾病入院給付金・災害入院給付金) + 医療用健康回復支援給付特約(特定投薬治療給付型) + 医療用総合生活障害保障特約の保障内容です。
- 主契約は死亡保険金不担保特則・手術給付金不担保特則付医療保険(MI-O1)B型・60日型です。
- 死亡保険金と保険料払込期間中の解約返戻金はありません(死亡保険金不担保特則)。
- 手術給付金はありません(手術給付金不担保特則)。

入院

(疾病入院給付金)^{※1}
(災害入院給付金)

日帰り入院対応

病気やケガで入院したとき
1入院 **60日限度**
病気で通算1000日限度*
ケガで通算1000日限度

***新三大疾病^{※2}は通算無制限**

健康回復支援

(健康回復支援給付金)

医療用健康回復支援給付特約
(特定投薬治療給付型)^{※3}

1回のみ

高血圧症・脂質異常症・高血糖症のいずれかの治療を目的とする投薬治療を受けたとき*
*当社所定の疾病により入院をしたときは、投薬治療を受けたものとみなし、健康回復支援給付金をお受けいただけます。

**七大疾病・
就労不能状態など**

(総合生活障害年金)

医療用総合生活障害保障特約

つぎのいずれかに該当したとき、特約の保険期間満了まで毎月、総合生活障害年金をお受けいただけます。^{※4 ※5 ※6}

- ①七大疾病^{※7}により所定の事由に該当したとき
- ②国民年金法にもとづく障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され、障害基礎年金の受給権が生じたとき(精神障害の状態に該当している場合を除きます)
- ③当社所定の就労不能状態に該当したとき
- ④公的介護保険制度により要介護3以上と認定されたとき
- ⑤満65歳未満の被保険者について当社所定の要介護状態が180日以上継続したと医師により診断確定されたとき
- ⑥所定の高度障害状態に該当したとき

(注)当社所定の要介護状態の判断基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

お支払額

1日につき

3,000円

5万円

年金月額

5万円

一生涯保障

60歳まで

- ※1 責任開始日前および責任開始日からその日を含めて14日目までの期間中に発病した、所定の感染症を直接の原因として入院した場合には、お支払いできません。対象となる感染症は、当社公式ウェブサイトをご覧ください。
- ※2 対象となる新三大疾病は「がん(上皮内がん含む)」「心疾患」「脳血管疾患」です。
- ※3 すでに別の契約で健康回復支援給付金がお支払われている場合には、付加できません。
- ※4 毎月の年金月額は変わりませんが、お支払事由に該当した月により、お受け取りいただく期間と総合生活障害年金の総額が変わります(保険期間の経過により、年金受取総額は毎月減少します)。
- ※5 総合生活障害年金のお支払いには保証期間があります。特約の保険期間の満了直前にお支払事由に該当したときでも、保証期間分の年金をお支払いします。
- ※6 この特約の保険期間満了後、この特約は消滅します。
- ※7 対象となる七大疾病は「がん(悪性新生物)」「急性心筋梗塞」「脳卒中」「慢性腎不全」「肝硬変」「糖尿病」「高血圧性疾患」です。「上皮内がん」「悪性黒色腫以外の皮膚がん」「責任開始日から90日以内に診断確定された乳がん」は除きます。

■医療用総合生活障害保障特約の対象となる
当社所定の就労不能状態<例>

以下の当社所定の就労不能状態は一例です。
詳しくは、約款別表「就労不能状態」をご覧ください。

所定の疾患等による障害①

心臓の病気

- 心臓移植術を受けた
- 人工心臓を装着した
- CRT(心臓再同期医療機器)またはCRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)を装着した



たとえば...>>> 心筋症により、人工心臓を装着する手術を受けた

所定の疾患等による障害②

回復の見込みのない状態

悪性新生物

[悪性新生物で血液数値がつぎのすべてに該当する]

- 赤血球数が250(万/mm³)未満のもの
- 血色素量が8(g/dl)未満のもの
- ヘマトクリットが20%未満のもの
- 総蛋白が4(g/dl)未満のもの

たとえば...>>> 胃がんによる出血のために貧血状態となり、赤血球数などの所定の血液数値異常を示している

保険料例

(口座振替月払) 上記保障内容の場合 (2024年10月現在の保険料です)

契約年齢	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳
男性	3,653円	4,312円	5,107円	5,817円	6,048円
女性	4,152円	4,706円	5,236円	5,416円	4,867円